

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 一般構造</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第一節の二 換気設備（<u>第二十条の二・第二十条の三</u>）</p> <p> 第二節 <u>居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法等（第二十一条 第二十二條の二）</u></p> <p> 第二節の二 <u>長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造（第二十二條の三）</u></p> <p> 第三節・第四節 略</p> <p>第三章 構造強度</p> <p> 第一節 総則（<u>第三十六条・第三十六条の二</u>）</p> <p> 第二節 構造部材等（第三十七条 <u>第三十九条</u>）</p> <p> 第三節～第七節の二 略</p> <p> 第八節 構造計算</p> <p> 第一款 略</p> <p> 第一款の二 <u>許容応力度等計算（第八十二条 第八十二条の五）</u></p> <p> 第一款の三 <u>限界耐力計算（第八十二条の六）</u></p> <p> 第二款～第四款 略</p> <p>第四章～第五章の二 略</p> <p><u>第五章の二の二 避難上の安全の検証（第二百二十九條の二・第二百二十九條の</u></p>	<p>建築基準法施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 一般構造</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第一節の二 換気設備（<u>第二十条の二 第二十条の四</u>）</p> <p> 第二節 <u>居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法（第二十一条・第二十二條）</u></p> <p> 第二節の二 <u>長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造（第二十二條の二）</u></p> <p> 第三節・第四節 略</p> <p>第三章 構造強度</p> <p> 第一節 総則（<u>第三十六条</u>）</p> <p> 第二節 構造部材等（第三十七条 <u>第三十九条の二</u>）</p> <p> 第三節～第七節の二 略</p> <p> 第八節 構造計算</p> <p> 第一款 略</p> <p> 第一款の二 <u>構造計算の原則（第八十二条 第八十二条の四）</u></p> <p> 第二款～第四款 略</p> <p>第四章～第五章の二 略</p>

二〇三)

第五章の三 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（第二百十九条の二〇三）

第五章の四 建築設備

第一節 建築設備の構造強度（第二百十九条の二〇四）

第一節の二 給水、排水その他の配管設備（第二百十九条の二〇五 第二百十九条の二〇七）

第二節・第三節 略

第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物等（第二百三十六条の二 第二百三十六条の二〇三）

第七章の三 地区計画等の区域（第二百三十六条の二〇四 第二百三十六条の二〇七）

第七章の四 都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（第二百三十六条の二〇八）

第七章の五 型式適合認定等

第七章の六 指定確認検査機関等（第二百三十六条の二〇）

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（第二百三十六条の二〇）

第七章の八 工事現場の危害の防止（第二百三十六条の二〇 第二百三十六条の二〇九）

第八章～第十章 略

附則

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

第五章の三 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（第二百十九条の二）

第五章の四 建築設備

第一節 給水、排水その他の配管設備（第二百十九条の二〇二 第二百十九条の二〇四）

第二節・第三節 略

第七章の二 準防火地域内の建築物（第二百三十六条の二）

第七章の三 地区計画等の区域（第二百三十六条の二〇二 第二百三十六条の二〇五）

第七章の四 都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（第二百三十六条の二〇六）

第七章の五 指定確認検査機関（第二百三十六条の二〇七）

第七章の六 建築基準適合判定資格者の登録手数料（第二百三十六条の二〇八）

第七章の七 工事現場の危害の防止（第二百三十六条の二〇九 第二百三十六条の二〇八）

第八章～第十章 略

附則

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

一、四 略

五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間第八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後五分間第八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、建設大臣が定めたもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）

第十九条 法第二十八条第一項の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。

2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。

- 一 保育所の保育室
- 二 診療所の病室
- 三 児童福祉施設等の寢室（入所する者の使用するものに限る。）

に定めるところによる。

一、四 略

五 準不燃材料 木毛セメント板、石膏ボードその他の建築材料で不燃材料に準ずる防火性能を有するものとして建設大臣が指定するものをいう。

六 難燃材料 難燃合板、難燃繊維板、難燃グラスファイバー板その他の建築材料で難燃性を有するものとして建設大臣が指定するものをいう。

（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）

第十九条 法第二十八条第一項の規定により政令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

一 児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設（以下「児童福祉施設等」という。）

二 隣保館

四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに人所し、又は
 通つ者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに
 類する目的のために使用されるもの

五 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は人所する者
 の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの

31 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で
 採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲
 げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居
 室で、建設大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確
 保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同
 表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において建設大臣が別に定める割
 合以上とすることができる。

居室の種類		割合
(一)	略	五分の一
(二)	前項第一号に掲げる居室	
(三)	略	七分の一
(四)	略	
(五)	前項第三号及び第四号に掲げる居室	
(六)	(一)に掲げる学校以外の学校の教室	

21 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で
 採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲
 げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居
 室で、建設大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確
 保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同
 表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において建設大臣が別に定める割
 合以上とすることができる。

居室の種類		割合
(一)	略	五分の一
(二)	保育所の保育室	
(三)	略	七分の一
(四)	略	
(五)	児童福祉施設等（保育所を除く。）の主な 用途に供する居室	
(六)	学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿又は児 童福祉施設等の(一)から(五)までに掲げる居室	

(七)	前項第五号に掲げる居室	十分の一
-----	-------------	------

(有効面積の算定方法)

第二十条 法第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部としての面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、建設大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。

(七)	隣保館の居室 以外の居室	十分の一
-----	-----------------	------

(有効面積の算定方法)

第二十条 法第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、次の各号の1に該当する開口部の部分について算定する。

1 隣地境界線（法第八十六条第八項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する同一敷地内建築物（同条第五項の規定により同一敷地内建築物とみなされるものを含む。以下この号において「同一敷地内建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この項において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひだしその他採光上支障のないひだしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離を、その部分から開口部までの垂直距離で除した割合が次の表に掲げる割合以上であるもの

地域又は区域	割合
--------	----

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窓にあつては当該数値に三を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に十分の七を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が三を超えるときは、三を限度とする。

1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線（法第八十六条第八項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」といふ。）内の建築物にあつては、当該公告対

イ	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	十分の四
ロ	準工業地域、工業地域又は工業専用地域	十分の一・五
ハ	近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域	十分の二

1 前号の表のイ又はロの地域又は区域内における隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、同号に規定する水平距離が五メートル以上あるもの

3 道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいふ。第百四十四の四を除き、以下同じ。）、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面するもの

2 天窓の採光に有効な部分の面積は、法第二十八条第一項の規定の適用に関しては、その面積の三倍の面積を有するものとみなす。

3 開口部の外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある場合においては、その採光に有効な部分の面積は、法第二十八条第一項の規定の適用に関しては、その面積の十分の七の面積を有するものとみなす。

象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する同一敷地内建築物（同条第五項の規定により同一敷地内建築物とみなされるものを含む。以下この号において「同一敷地内建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうちの最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に六を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、それぞれイからハまでに定める数値）

- イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が一未満となる場合
一・〇
- ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が七メートル以上であり、かつ、当該算定値が一未満となる場合 一・〇

ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が七メートル未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 零

二 準工業地域、工業地域又は工業専用地域 採光関係比率に八を乗じた数値から一を減じて得た算定値（次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値）

イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が一未満となる場合 一・〇

ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が五メートル以上であり、かつ、当該算定値が一未満となる場合 一・〇

ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が五メートル未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 零

三 近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域 採光関係比率に十を乗じた数値から一を減じて得た算定値（次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値）

イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が一未満となる場合 一・〇

ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が四メートル以上であり、かつ、当該算定値が一未満となる場合 一・〇

ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が四メートル未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 零

（換気設備の技術的基準）

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第三項の政令で定める特殊建築物（以下この条において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

（換気設備の技術的基準）

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の規定により政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

「換気設備の構造は、次のイからニまで（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで）のいずれかに適合するものであること。」

イ 自然換気設備にあつては、第二百十九条の二の六第一項の規定によるほか、次の①から③までに定める構造とすること。

(1) 排気管の有効断面積は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$$

この式において、 A_v 、 A_f 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気管の有効断面積（単位 平方メートル）

A_f 居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

h 給気口の中心から排気管の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル）

(2) 給気口及び排気口の有効開口面積は、(1)に規定する排気管の有効断面積以上とすること。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

「自然換気設備にあつては、第二百十九条の二の三第一項の規定によるほか、次のイからニまでに定める構造とすること。」

イ 排気管は、不燃材料で造ること。

ロ 排気管の有効断面積は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$$

この式において、 A_v 、 A_f 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気管の有効断面積（単位 平方メートル）

A_f 居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

h 給気口の中心から排気管の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル）

ハ 給気口及び排気口の有効開口面積は、ロに規定する排気管の有効断面積以上とすること。

ニ イからハまでに定めるもののほか、建設大臣が衛生上有効な換気を確保するために必要であると認めて定める構造とすること。

ロ 機械換気設備（中央管理方式の空調設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を除く。以下同じ。）にあつては、第五百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次の①から③までに定める構造とすること。

(1) 有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$V = \frac{20A_f}{N}$$

この式において、 V 、 A_f 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
- A_f 居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）
- N 実況に応じた一人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあつては、三を超えるときは三と、その他の居室にあつては十を超えるときは、十とする。）（単位 平方メートル）

(2) 一の機械換気設備が二以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該二以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。

二 機械換気設備（中央管理方式の空調設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を除く。以下同じ。）にあつては、第五百二十九条の二の三第二項の規定によるほか、次のイからニまでに定める構造とすること。

イ 有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$V = \frac{20A_f}{N}$$

この式において、 V 、 A_f 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- V 有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
- A_f 居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）
- N 実況に応じた一人当たりの占有面積（十を超えるときは、十とする。）（単位 平方メートル）

ロ 一の機械換気設備が二以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該二以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。

③ (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いる構造とする。こと。

八 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして建設大臣が定めた構造方法を用いる構造とする。こと。

二 次の(1)から(4)までに掲げる基準に適合するものとして、建設大臣の認定を受けたものとする。こと。

(1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね百万分の千以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね百万分の十以下に保つ換気ができるものである。こと。

(2) 給気口及び排気口から雨水又はねずみ、ほこりその他衛生上有害な

八 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室その他の建築物の部分のみに係るものを除く。）の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一回地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの（以下「中央管理室」といふ。）において行つことことができるものとする。こと。

二 イから八までに定めるもののほか、建設大臣が衛生上有効な換気を確保するために必要であると認めて定める構造とする。こと。

三 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の三第三項の規定によるほか、次のイ及びロ（法第三十四条第二項に規定する建築物以外の建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートル以内の地下街に設けるものにあつては、イを除く。）に定める構造とする。こと。

イ 空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行つことことができるものとする。こと。

ロ イに定めるもののほか、建設大臣が衛生上有効な換気を確保するために必要であると認めて定める構造とする。こと。

ものが入らないものであること。

(3) 風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によつて居室の内部の空気が汚染されないものであること。

(4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の表及び欄からいまでに掲げる基準に適合するものであること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室その他の建築物の部分のみに係るものを除く。）及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの（以下「中央管理室」という。）において行つたことができるものであること。

（集会場、火を使用する室等に設けなければならない換気設備等）

第二十条の三 法第二十八条第三項に規定する特殊建築物の居室に設ける換気設備は、機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備でなければならない。

2) 前条第二号の規定は前項の機械換気設備について、同条第三号の規定は前項の中央管理方式の空気調和設備について準用する。この場合において、同条第二号中「居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）」とあるのは「居室の床面積」と、「十をいえるときは、十とする」とあるのは「三をいえるときは、三とする

(火を使用する室等に設けなければならない換気設備等)

第二十条の三 法第二十八条第三項の規定により政令で定める室は、次に掲げるものとする。

一 略

二 床面積の合計が百平方メートル以内の住宅又は住戸に設けられた調理室（発熱量の合計（密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。）が十二キロワット以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）で、当該調理室の床面積の十分の一（〇・八平方メートル未満のときは、〇・八平方メートルとする。）以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けたもの

三 発熱量の合計が六キロワット以下の火を使用する設備又は器具を設けた室（調理室を除く。）で換気上有効な開口部を設けたもの

2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。以下この項及び第百二十九条の二の六において「換気設備を設けるべき調理室等」という。）に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一 換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとすること。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの二分の一以下の高さの位置（煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための

）と読み替えるものとする。

第二十条の四 法第二十八条第三項の規定により政令で定める室は、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 床面積の合計が百平方メートル以内の住宅又は住戸に設けられた調理室（発熱量の合計（密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。）が一時間につき一万キロカロリー以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。）で、当該調理室の床面積の十分の一（〇・八平方メートル未満のときは、〇・八平方メートルとする。）以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気上有効に設けたもの

三 発熱量の合計が一時間につき五千キロカロリー以下の火を使用する設備又は器具を設けた室（調理室を除く。）で換気上有効な開口部を設けたもの

2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。以下この項及び第百二十九条の二の三において「換気設備を設けるべき調理室等」という。）に設ける換気設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの二分の一以下の高さの位置（煙突を設ける場合又は換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、火

換気扇その他これに類するもの（以下この号において「換気扇等」といふ。）を設ける場合には、適当な位置）に設けること。

(2) 排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方八十センチメートル以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気扇等を設けること又は排気上有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。

(3) 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積は、建設大臣が定める数値以上とすること。

(4) 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合にあつては、その有効換気量は建設大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあつては、排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は建設大臣が定める数値以上とすること。

(5) ふろがま又は発熱量が十二キロワットを超える火を使用する設備若しくは器具（密閉式燃焼器具等を除く。）を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

(6) 火を使用する設備又は器具に煙突（第百十五条第一項第八号の規定が適用される煙突を除く。）を設ける場合において、煙突に換気扇等を設ける場合にあつては、その有効換気量は建設大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあつては、煙突の有効断面積は建設大臣が定める数値以上とすること。

を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないよう）に設けること。

二 排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方八十センチメートル以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。

三 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積は、建設大臣が定める数値以上とすること。

四 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は、排気口又は排気筒に換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設ける場合を除き、建設大臣が定める数値以上とすること。

五 ふろがま又は発熱量が一時間につき一万キロカロリーを超える火を使用する設備若しくは器具（密閉式燃焼器具等を除く。）を設けた換気設備を設けるべき調理室等には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。

六 火を使用する設備又は器具に煙突（第百十五条第一項第八号の規定が適用される煙突を除く。）を設ける場合において、その有効断面積は、当該煙突に換気上有効な換気扇その他これに類するものを設ける場合を除き、建設大臣が定める数値以上とすること。

(7) 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合において、排気筒に換気扇等を設ける場合にあつては、その有効換気量は建設大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあつては、排気筒の有効断面積は建設大臣が定める数値以上とすること。

(8) 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部は、外気の流れによつて排気が妨げられない構造とすること。

ロ 火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な火の燃焼が生じないよう当該居室内の酸素の含有率をおおむね二十・五パーセント以上に保つ換気ができるものとして、建設大臣の認定を受けたものとすること。

二 給気口は、火を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないように設けること。

三 排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該居室に塵芥又その他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に塵芥又その他の生成物を漏らさないものとして建設大臣の定めた構造方法を用いるものとすること。

四 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは、不燃材料で造ること。

第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法等

(居室の床の高さ及び防湿方法)

第二十二条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方

七 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは、不燃材料で造るものとし、排気筒の有効断面積は、当該排気筒に換気上有効な換気扇その他これに類するものを設ける場合を除き、建設大臣が定める数値以上とすること。

八 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部は、外気の流れによつて排気が妨げられない構造とすること。

九 前各号に定めるもののほか、建設大臣が衛生上有効な換気を確保するために必要があると認めて定める構造とすること。

第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法

(居室の床の高さ及び防湿方法)

第二十二条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方

法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆つ場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、建設大臣の認定を致したものである場合においては、この限りでない。

一・二 略

(地階における住宅等の居室の技術的基準)

第二十二條の二 法第二十九條の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 居室が、次のイからハまでのいずれかに該当すること。
 - イ 建設大臣の定めるところにより、からぼりその他の空地に面する開口部が設けられていること。
 - ロ 第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。
 - ハ 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。
- 二 直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分(以下この号において「外壁等」という。)の構造が、次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。
 - イ 外壁等の構造が、次の(1)又は(2)のいずれか(屋根又は屋根の部分にあつては、(1)に適合するものであること。ただし、外壁等のうち排水面以上の部分にあつては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水の措置を講ずる場合においては、この限りでない)。
 - (1) 外壁等にあつては、建設大臣の定めるところにより、直接土に接する部分に、水の浸透を防止するための防水層を設けること。

法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料でもおつ等防湿上有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。

一・二 略

(2) 外壁又は床にあつては、直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空隙（当該空隙に浸透した水を有効に排出するための設備が設けられているものに限る。）を設けること。

ロ 外壁等の構造が、外壁等の直接土に接する部分から居室内に水が浸透しないものとして、建設大臣の認定を受けたものであること。

（遮音性能に関する技術的基準）

第二十二條の三 法第三十條の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

（長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造）

第二十二條の一 長屋又は共同住宅の各戸の界壁（以下この条において「界壁」という。）は、遮音上有害な空隙のない構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

2) 界壁は、前項の規定によるほか、次の各号の一に定める構造としなければならない。

一 間柱及び胴縁その他の下地（以下この条において「下地等」という。）を有しない界壁にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが十センチメートル以上であること。

ロ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で厚さ及び仕上げ材料の厚さの合計が十センチメートル以上であること。

二 下地等を有する界壁にあつては、下地等を堅固な構造とし、かつ、下地等の厚さを第一百八條第二号イからニまでの一に該当する仕上げとした厚さが十三センチメートル以上の大壁造とすること。

振動数 (単位 ヘルツ)	透過損失 (単位 デシベル)
二五	二五
五〇〇	四〇
一、〇〇〇	五〇

(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)

第二十三条 略

2 略

3 | 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行つたための設備でその高さが五十センチメートル以下のもの(以下この項において「手すり等」といふ。)が設けられた場合における第一項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が十センチメートルを限度としてないものとみなして算定する。

(階段等の手すり等)

第二十五条 階段には、手すりを設けなければならない。

2 | 階段及びその踊場の両側(手すりが設けられた側を除く。)には側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。

3 | 4 | 略

三 建設大臣が次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であると認めて指定する構造とするに由。

振動数 (単位 ヘルツ)	透過損失 (単位 デシベル)
二五	二五
五〇〇	四〇
一、〇〇〇	五〇

(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)

第二十三条 略

2 略

3 | 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行つたための設備でその高さが五十センチメートル以下のもの(以下この項において「手すり等」といふ。)が設けられた場合における第一項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が十センチメートルを限度としてないものとみなして算定する。

(階段及びその踊場の手すり)

第二十五条 階段及びその踊場の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けなければならない。

2 | 3 | 略

(くみ取便所の構造)

第二十九条 くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 屎尿に接する部分から漏水しないものであること。
- 二 屎尿の臭気(便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。)が、建築物の他の部分(便所の床下を除く。)又は屋外に漏れないものであること。
- 三 便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)

第三十条 都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 便器及び小便器から便槽までの汚水管が、汚水を浸透させないものであること。
- 二 水洗便所以外の大便所にあつては、窓その他換気のための開口部からは

(くみ取便所の構造)

第二十九条 くみ取便所は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 小便器からの汚水管、便槽及びその土口の周囲は、耐水材料で造り、不透質の耐水材料で造る場合においては、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しない構造とすること。
- 二 便所の床下は、耐水材料で他の部分と区画すること。
- 三 くみ取口は、直接道路に面しないようとし、その下端を地盤面上十センチメートル以上とし、かつ、これに密閉することができるふたを取りつけること。
- 四 くみ取口の前方及び左右それぞれ三十センチメートルまでの部分の地盤面は、コンクリート、たたきその他これらに類する材料でおおつこと。

(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)

第三十条 都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 不透質の便器を設けること。
- 二 小便器から便槽まで不透質の汚水管で連絡すること。
- 三 水洗便所以外の便所(便所の出入口に密閉することができる戸がない場

えが入らないものであること。

2 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができると思われる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

(改良便槽)

第三十一条 改良便槽は、次に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 貯留槽は、二槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは八十センチメートル以上とし、その容積は〇・七五立方メートル以上で、かつ、百日以上（建設大臣が定めるところにより汚水の温度の低下を防止するための措置が講じられたものにあつては、その容積は〇・六立方メートル以上で、かつ、八十日以上）貯留できるようにすること。

四・五 略

(汚物処理性能に関する技術的基準)

第三十二条 屎尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分

合においては、大便所)の窓その他換気のための開口部には、はえを防ぐための金網を張ること。

2 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所の便槽を第三十一条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができると思われる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

(改良便槽)

第三十一条 改良便槽は、次に定める構造としなければならない。ただし、特殊な構造によるもので、これと同等以上に衛生上の効果があるものとして建設大臣が定める基準に適合するものは、この限りでない。

一・二 略

三 貯留槽は、二槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは八十センチメートル以上とし、その容積は〇・七五立方メートル以上で、かつ、百日以上貯留できるようにすること。

四・五 略

(水洗便所の屎尿浄化槽)

第三十二条 法第三十一条第二項に規定する屎尿浄化槽は、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、建設大臣が、通常の使用状態において、同表に定める性能を有し、かつ、衛生上支障がないと認めて指定する構造と

に及び、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

尿尿浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 パーセント)	尿尿浄化槽からの放流水の生物学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)
略	略	略	略
一・二 略			

一 排水に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。

2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準よりきびしい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、同項の規定にかかわらず、通常

しなければならない。

尿尿浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率 (単位 パーセント)	尿尿浄化槽からの放流水の生物学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)
略	略	略	略
一・二 略			

2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る法第三十一条第一項に規定する尿尿浄化槽は、前項の規定にかかわらず、建設大臣が、通常の使用状態において、次の表に定める性能を有し、かつ、衛生上支障がないと認めて指定する構造とすることができる。

3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準よりきびしい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められているときは、当該尿尿浄化槽は、同項の規定にかかわらず、建設大臣が、通常の使用状態において、尿尿を当該排

の使用状態において、屎尿を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び
同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

(構造方法に関する技術的基準)

第三十六条 法第二十号第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技
術的基準を除く。）は、この節から第七節の二までに定めるところによる。

2 法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物以外の建築物の構造方法
は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

一 この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

二 耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第
五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十
条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む
。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条にお
いて準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用
する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（建設大
臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に
限る。）をいう。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力
計算又は第八十一条ただし書に規定する構造計算（建設大臣が限界耐力計
算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定
したものに限る。）によつて安全性が確かめられた構造方法

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により建設大
臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとし
て建設大臣の認定を受けた構造方法

3 法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物（高さが六十メートルを

水基準に適合するよう処理する性能を有し、かつ、衛生上支障がないと認め
て指定する構造としなければならない。

超える建築物（次項、第八十一条及び第八十一条の二において「超高層建築物」という。）を除く。）の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

一 この節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、第八十二条に規定する許容応力度等計算又は第八十一条ただし書に規定する構造計算によつて安全性が確かめられた構造方法

二 前項第二号又は第三号に掲げる構造方法

4) 超高層建築物の構造方法は、耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により建設大臣が定める構造計算によつて安全性が確かめられたものとして建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(構造設計の原則)

第三十六条の二 略

(基礎)

第三十八条 略

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3) 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して建設大臣の定める構造方法によるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき十トンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合には、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

(構造設計の原則)

第三十六条 略

(基礎)

第三十八条 略

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3) 高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき十トンを超えるものの基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合には、当該基礎ぐいの先端）は、良好な地盤に達していなければならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

41 ~~前二項の規定は、建築物の基礎について建設大臣が定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。~~

51・61 略

(屋根ふき材等の緊結)

第三十九条 略

2 ~~屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして建設大臣の定める構造方法によるものとしなければならない。~~

(土台及び基礎)

第四十二条 ~~構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用した場合（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が建設大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。~~

2 ~~土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、前項ただし書の規定によつて指定した区域外における平家建ての建築物で延べ面積が五十平方メートル以内のものについては、この限りでない。~~

41・51 略

(屋根ふき材等の緊結)

第三十九条 略

2 ~~屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、建設大臣の定める基準に従つて安全上支障のないよつにしなければならない。~~

(~~屋上から突出する水槽等~~)

~~第三十九条の二 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、建設大臣の定める基準に従つて風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。~~

(土台及び基礎)

第四十二条 ~~構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用した場合（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が建設大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。~~

2 ~~土台は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（前項ただし書の規定によつて指定した区域内においては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に緊結しなければならない。ただし、当該区域外における平家建ての建築物で延べ面積が五十平方メートル以内のものについては、こ~~

(柱の小径)

第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、十三・五センチメートルを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3} 6 略

(筋かい)

第四十五条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材若しくは径九ミリメートル以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。

2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を使用したものとしなければならない。

の限りでない。

(柱の小径)

第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。)を考慮した構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、十三・五センチメートルを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3} 6 略

(筋かい)

第四十五条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートルで幅九センチメートルの木材若しくは径九ミリメートルの鉄筋を使用したもの又はこれらと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。

2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートルで幅九センチメートルの木材を使用したもの又はこれと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。

3・4 略

(構造耐力上必要な軸組等)

第四十六条 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次のイから八までに掲げる基準に適合するもの

イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、建設大臣の定める構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

二 方づえ(その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 床組及び小屋はり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けたものであること。ただし、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力

3・4 略

(構造耐力上必要な軸組等)

第四十六条 略

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次のイからホまでに掲げる基準に適合するもの

イ・ロ 略

ハ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材が次に掲げる基準に適合していること。ただし、二以上の部材を組み合わせるものであつて、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、この限りでない。

(1) 小径が十五センチメートル以上であること。

(2) 木材の繊維方向と直交する断面の面積が三百平方センチメートル以上であること。

二 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口が、構造計算又は実験によつてその部分の存在応力を伝えるように緊結していることが確かめられたものであること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、建設大臣の定める基準に従つた構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

一 方づえ(その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 床組及び小屋はり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全で

上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該物置等の床面積及び高さに応じて建設大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、建設大臣の定める基準に従つて設置しなければならない。

	軸組の種類	倍率
(イ)	略	略
(ロ)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	—
	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材若しくは径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	

あることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組は、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

	軸組の種類	倍率
(イ)	略	略
(ロ)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	—
	厚さ一・五センチメートルで幅九センチメートルの木材若しくは径九ミリメートルの鉄筋又はこれらと同等以上の耐力を有する筋かい	

㉸	略		略
㉹	その他(一)から(四)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして建設大臣が定める構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもの	〇・五から五までの範囲内において建設大臣が定める数値	略
㉺	略	略	略
㉻	略	略	略
㉼	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組	三	略
㉽	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	二	略
㉾	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	一・五	略

二・三 略

(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第四十七条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の建設大臣の定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の支

㉸	略		略
㉹	その他建設大臣が(一)から(四)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものと認めて定める軸組	〇・五から五までの範囲内において建設大臣が定める数値	略
㉺	略	略	略
㉻	略	略	略
㉼	九センチメートル角の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	三	略
㉽	厚さ四・五センチメートルで幅九センチメートルの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	二	略
㉾	厚さ三センチメートルで幅九センチメートルの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	一・五	略

二・三 略

(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第四十七条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の支が大きいこと、柱

が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によつて補強しなければならない。

2 略

(学校の木造の校舎)

第四十八条 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げるところによらなければならない。

一 略

二 けた行が十二メートルを超える場合においては、けた行方向の間隔十二メートル以内ごとに第四十六条第四項の表一の(五)に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

三 略

四 構造耐力上主要な部分である柱は、十三・五センチメートル角以上のもの(二階建の一階の柱で、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が四メートル以上のものについては、十三・五センチメートル角以上の柱を二本合わせて用いたもの又は十五センチメートル角以上のもの)とすること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する校舎については、適用しない。

一 第四十六条第二項第一号イからハまでに掲げる基準に適合するもの

二 略

と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によつて補強しなければならない。

2 略

(学校の木造の校舎)

第四十八条 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げるところによらなければならない。

一 略

二 けた行が十二メートルを超える場合においては、けた行方向の間隔十二メートル以内ごとに第四十六条第四項の表一の(五)に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、これと同等以上の耐力を有するよつて控柱又は控壁を適当な間隔に設けた場合においては、この限りでない。

三 略

四 構造耐力上主要な部分である柱は、十三・五センチメートル角のもの(二階建の一階の柱で、張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が四メートル以上のものについては、十三・五センチメートル角の柱を二本合わせて用いたもの又は十五センチメートル角のもの)又はこれと同等以上の耐力を有するものとすること。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する校舎については、適用しない。

一 第四十六条第二項第一号イからハまでに掲げる基準に適合するもの

二 略

三 特殊な構造方法による校舎又は教室その他の室の床面積が五十平方メー

(適用の範囲)

第五十一条 この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項及び第四項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、高さ十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下の建築物の部分で、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強され、かつ、建設大臣の定める構造計算によつて安全性が確かめられたものについては、適用しない。

2 略

3 構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが二メートル以下のものについては、この節の規定中第五十二条及び第五十五条第五項の規定に限り適用する。

4 1 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物（高さ十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物（高さ十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）については、この節の規定中第五十九条の二に限り適用する。

第五十三条 削除

トル以下の校舎で、特定行政庁が、前項各号の規定又は前号の規格による場合と同等以上の耐力を有すると認めるもの

(適用の範囲)

第五十一条 この節の規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。以下この項において同じ。）の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。ただし、鉄筋又は鉄骨によつて補強された部分で、構造計算又は実験によつて、この節の規定に適合するものと同等以上の耐力を有することが確かめられたものについては、適用しない。

2 略

3 構造耐力上主要な部分でない間仕切壁で高さが二メートル以下のものについては、この節の規定中第五十二条、第五十三条及び第五十五条第五項の規定に限り適用する。

(基礎)

第五十三条 組積造の壁の基礎は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（特定行政庁が第四十二条第一項ただし書きの規定によつて指定した区域内においては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）としなければならない。

(補強を要する組積造)

第五十九条の二 高さ十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物にあつては、建設大臣の定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強しなければならない。

第六十二条の三 削除

(耐力壁)

第六十二条の四 略

2・3 略

4 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置するほか、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以内の間隔で配置したものとしなければならない。

5・6 略

(塀)

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(基礎)

第六十二条の三 補強コンクリートブロック造の耐力壁の基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎としなければならない。ただし、鉄筋コンクリート造の基礎ばりを有効に設けた場合においては、この限りでない。

(耐力壁)

第六十二条の四 略

2・3 略

4 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径十二ミリメートルの鉄筋を縦に配置するほか、径九ミリメートルの鉄筋を縦横に八十センチメートルの間隔で配置したものと又は鉄筋を縦横に配置してこれと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。

5・6 略

(くい)

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造のくいは、次の各号(高さ一・二メートル以下のくいにあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 略

三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

四〜七 略

(材料)

第六十四条 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、炭素鋼若しくはステンレス鋼(この節において「鋼材」という。)又は鑄鉄としなければならない。

2) 鑄鉄は、圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分には、使用してはならない。

(柱の脚部)

第六十六条 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、建設大臣の定める基準に従つたアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は、高力ボルト接合、溶接接合又はリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合)に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は、高力ボルト接合又は溶接接合に、それぞれよらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物(延べ面積が三

一・二 略

三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

四〜七 略

(材料)

第六十四条 鑄鉄は、圧縮応力又は接触応力以外の応力が存在する部分には、使用してはならない。

(柱の脚部)

第六十六条 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、基礎にアンカーボルトで緊結しなければならない。ただし、特別な構造によつて基礎に緊結する場合又は滑節構造である場合においては、この限りでない。

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、高力ボルト接合、溶接接合又はリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合)によらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物(延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。)について、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、

千平方メートルを超えるものを除く。)について、ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合においては、ボルト接合によることができる。

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして建設大臣の定める構造方法によるものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

(斜材、壁等の配置)

第六十九条 軸組、床組及び小屋はり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるように、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、形鋼、棒鋼若しくは構造用ケーブルの斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版を釣合良く配置しなければならない。

(柱の防火被覆)

第七十条 地階を除く階数が三以上の建築物（法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物及び法第二条第九号の三に該当する建築物を除く。）にあつては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として建設大臣の定める場合においては、当該柱の構造は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものと

又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合においては、ボルト接合によることができる。

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、その部分の存在応力を伝えることができる構造としなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

(斜材、壁等の配置)

第六十九条 軸組、床組及び小屋はり組には、構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、鉄骨若しくは鉄筋の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しくは床版をつりあいよく配置しなければならない。

(柱の防火被覆)

第七十条 地階を除く階数が三以上の建築物にあつては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合においては、当該柱は、モルタルその他の断熱性のある材料で被覆しなければならない。

して建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 略

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の二十五倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、建設大臣が定める構造方法による継手にあつては、この限りでない。

3・4 略

5 前各項の規定は、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニコートン(軽量骨材を使用する場合においては、九ニコートン)以上であること。

二 略

2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、建設大臣の指定する強度試験によらなければならない。

3 略

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 略

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手は、構造部材における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の二十五倍以上としなければならない。ただし、主筋等の継手を引張力の最も小さい部分に設けることができない場合には、その重ね長さを主筋等の径の四十倍以上としなければならない。

3・4 略

5 前各項の規定は、実験又は付着力を考慮した構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百二十キログラム(軽量骨材を使用する場合においては、九十キログラム)以上であること。

二 略

2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、建設大臣の指定する日本工業規格による強度試験によらなければならない。

3 略

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第五号までの規定は、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 五 略

(床版の構造)

第七十七条の二 構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない。ただし、第八十二条第四号に掲げる構造計算によつて振動又は変形による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 略

2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。ただし、建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 略

(はりの構造)

第七十八条 構造耐力上主要な部分であるはりば、複筋はりとし、これにあはら筋をはりの丈の四分の三（臥梁にあつては、三十センチメートル）以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりばで二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、建設大

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第五号までの規定は、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

一 五 略

(床版の構造)

第七十七条の二 構造耐力上主要な部分である床版は、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて振動又は変形による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 略

2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一・二 略

(はりの構造)

第七十八条 構造耐力上主要な部分であるはりば、複筋はりとし、これにあはら筋をはりの丈の四分の三（臥梁にあつては、三十センチメートル）以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりばで二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、構造計

臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(耐力壁)

第七十八条の二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 建設大臣の定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合には、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合には、五十センチメートル）以下とすることができる。

四 略

2 略

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 略

21 前項の規定は、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材であつて、建設大臣が定める構造方法によるものについては、適用しない。

(鉄骨のかぶり厚さ)

第七十九条の三 略

21 前項の規定は、プレキャスト鉄筋鉄骨コンクリートで造られた部材であつて、建設大臣が定める構造方法によるものについては、適用しない。

算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(耐力壁)

第七十八条の二 耐力壁は、次の各号に定める構造としなければならない。

一・二 略

三 構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合には、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合には、五十センチメートル）以下とすることができる。

四 略

2 略

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 略

(鉄骨のかぶり厚さ)

第七十九条の三 略

(適用)

第八十一条 法第二十条第二号に規定する建築物（超高层建築物を除く。）については、次の各号のいずれかに定める構造計算によらなければならない。ただし、建設大臣がこれらの構造計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして定める構造計算による場合においては、この限りでない。

- 一 許容応力度等計算
- 二 限界耐力計算

2 略

(超高层建築物の特例)

第八十一条の二 超高层建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重及び外力によつて建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることができるものとして建設大臣が定める構造計算によらなければならない。

第一款の二 許容応力度等計算

(許容応力度等計算)

第八十二条 第八十一条第一号に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び第八十二条の二から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を

(適用)

第八十一条 法第二十条第二項に規定する建築物（高さが六十メートルを超える建築物を除く。）の構造計算は、この節の規定によらなければならない。ただし、建設大臣がこの節に規定する構造計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができると認める構造計算による場合においては、この限りでない。

2 略

(高さが六十メートルを超える建築物の特例)

第八十一条の二 高さが六十メートルを超える建築物の構造計算は、建設大臣が当該建築物について構造耐力上安全であることを確かめることができると認める構造計算によらなければならない。

第一款の二 構造計算の原則

(応力度等)

第八十二条 第八十一条第一項の規定によつて建築物の構造計算をするに当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算すること。
- 二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を

次の表に掲げる式によつて計算する。す。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	積雪時	$G + P$	$G + P$	
短期に生ずる力	暴風時	$G + P + W$	$G + P + S$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
地震時		$G + P + K$	$G + P + 0.35S + K$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力

次の表に掲げる組合せによる各応力の合計によつて計算する。す。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期の応力	常時	$G + P$	$G + P + S$	
短期の応力	暴風時	$G + P + W$	$G + P + S$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
地震時		$G + P + K$	$G + P + S + K$	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の応力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 第八十四条に規定する固定荷重による応力

- P 第八十五条に規定する積載荷重によつて生ずる力
- S 第八十六条に規定する積雪荷重によつて生ずる力
- W 第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力
- K 第八十八条に規定する地震力によつて生ずる力

- 三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。
- 四 建設大臣の定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを建設大臣が定める方法によつて確かめること。

(層間変形角)

第八十二条の二 建設大臣が定める建築物（以下この款において「特定建築物」といふ。）については、前条各号の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」といふ。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合（次条及び第百九条の二において「層間変形角」といふ。）が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

(剛性率、偏心率等)

第八十二条の三 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものについては、

- P 第八十五条に規定する積載荷重による応力
- S 第八十六条に規定する積雪荷重による応力
- W 第八十七条に規定する風圧力による応力
- K 第八十八条に規定する地震力による応力

- 三 前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三款の規定による長期の応力又は短期の応力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。
- 四 必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめること。

(層間変形角)

第八十二条の二 第八十一条第一項の規定によつて建設大臣が定める建築物（以下この款において「特定建築物」といふ。）の構造計算をするに当たつては、前条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」といふ。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合（次条及び第百九条の二において「層間変形角」といふ。）が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

(剛性率、偏心率等)

第八十二条の三 第八十一条第一項の規定によつて特定建築物で高さが三十一

第八十一条各号及び前条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に適合することを確かめるとともに、建設大臣が特定建築物の構造方法に応じ、地震に対し、安全上必要があると認めて定める構造計算を行わなければならない。ただし、特定建築物の地上部分について次条各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

一・二 略

(保有水平耐力)

第八十二条の四 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものについては、第八十二条各号及び第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力(以下この条及び第八十二条の六において「保有水平耐力」といふ。)が、第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

- 一 第四款に規定する材料強度によつて保有水平耐力を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によつて計算すること。

$$Q_{un} = D_s F_e S Q_{ud}$$

この式において、 Q_{ud} 、 D_s 、 F_e 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{ud} 各階の必要保有水平耐力(単位 キロニュートン)

メートル以下のものの構造計算をするに当たつては、前二条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特定建築物の地上部分について次条各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

一・二 略

三 前二号に定めるもののほか、建設大臣が特定建築物の構造方法に応じ、地震に対し、安全上必要があると認めて定める基準に従つた構造計算を行うこと。

(保有水平耐力)

第八十二条の四 第八十一条第一項の規定によつて特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たつては、第八十二条及び第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 第四款に規定する材料強度によつて各階の水平力に対する耐力(以下この条において「保有水平耐力」といふ。)を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によつて計算すること。

$$Q_{un} = D_s F_e S Q_{ud}$$

この式において、 Q_{ud} 、 D_s 、 F_e 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{ud} 各階の必要保有水平耐力(単位 トン)

D_s 各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上
主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮し
て建設大臣が定める数値

F_{ss} 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率
に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値

Q_{sd} 地震力によつて各階に生ずる水平力(単位 キロニユートン)

D_s 各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の振動に關す
る減衰性及び各階の靱性を考慮して建設大臣が定める方法に
より算出した数値

F_{ss} 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率
に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値

Q_{sd} 地震力によつて各階に生ずる水平力(単位 トン)

(屋根ふき材等の構造計算)

第八十二条の五 屋根ふき材、外表材及び屋外に面する帷壁については、建設
大臣の定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であることを確
かめなければならない。

第一款の三 限界耐力計算

(限界耐力計算)

第八十二条の六 第八十一条第二号に規定する「限界耐力計算」とは、次に定
めるところによりする構造計算をいふ。

一 地震時を除き、第八十二条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除
く。)に定めるところによること。

二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の
表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、
それぞれ第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主
要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

三 第一号の規定によつて計算した保有水平耐力が、前号の規定によつて計
算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

荷重及び外力に ついて規定する 状態	一般の場合	第八十六条第二 項ただし書の規 定によつて特定 行政庁が指定す る多雪区域にお ける場合	備 考
積雪時	$G + P + 1.4S$	$G + P + 1.4S$	
暴風時	$G + P + 1.6W$	$G + P + 1.6W$	建築物の転倒、柱の 引抜き等を検討する 旨においては、 P に
		$G + P + 0.35S$ $+ 1.6W$	については、建築物の 実況に応じて積載荷 重を減らした数値に よるものとする。
この表において、 G 、 P 、 S 及び W は、それぞれ次の力（軸方向力、曲 げモーメント、せん断力等をいふ。）を表すものとする。			
G	第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力		
P	第八十五条に規定する積載荷重によつて生ずる力		
S	第八十六条に規定する積雪荷重によつて生ずる力		
W	第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力		

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する水平力及
び各階に生ずる層間変位を次のイからニまでに定めるところによつて計算
し、当該水平力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分

の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容
 応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下二
 の号において同じ。) を超えないことを確かめるとともに、層間変位が二
 百分の一 (地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部
 分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十百分の一) を
 超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に
 耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位 (以下この号におい
 て「損傷限界変位」といふ。) を計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に
 相当する変位が生じている時の建築物の固有周期 (以下この号及び第七
 号において「損傷限界固有周期」といふ。) を建設大臣の定める方法に
 よつて計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に
 応じて次の表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に
 生ずる力の総和として計算すること。

$T_d < 0.16$ の場合	$F_{Ei} = (64 + 600 T_d) \alpha_i E_{di} Z C_s$
$0.16 \leq T_d < 0.64$ の場合	$F_{Ei} = 160 \alpha_i E_{di} Z C_s$
$T_d \geq 0.64$ の場合	$F_{Ei} = (102.4 / T_d) \alpha_i E_{di} Z C_s$

この表において、 T_d 、 E_{di} 、 α_i 、 E_{di} 、 Z 及び C_s は、それぞれ次の数値を表
 すものとする。

- T_d 建築物の損傷限界固有周期 (単位 秒)
- E_{di} 各階に水平方向に作用する力 (単位 キロニュートン)
- α_i 各階の質量 (各階の固定荷重及び積載荷重との和 (第八十六条第二

項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。)を重力加速度で除したもの)
(単位 トニ)

BdII 建築物の各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、損傷限界固有周期に応じて建設大臣が定める基準に従つて算出した数値

ZI 第八十八条第一項に規定するこの数値

CsI 表層地盤による加速度の増幅率を表すものとして、表層地盤の種類に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値

II 各階が、ハによつて計算した水平力その他のこれに作用する力に耐えているときに当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四 第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を第八十二条第一号及び第二号の規定によつて計算し、それぞれ第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する水平力を次のイからハまでに定めるところによつて計算し、当該水平力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下この号において「安全限界変位」といふ。)を建設大臣の定める方法によつて計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号において「安全限界固有周期」といふ。)を建設大臣の定める方法によつて計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算する。こと。

$T_s < 0.16$ の場合	$F_i = (320 + 3000 T_s) \alpha_i \beta_i F_h Z C_s$
$0.16 \leq T_s < 0.64$ の場合	$F_i = 800 \alpha_i \beta_i F_h Z C_s$
$T_s \geq 0.64$ の場合	$F_i = (512 / T_s) \alpha_i \beta_i F_h Z C_s$

この表において、 T_s 、 F_i 、 α_i 、 β_i 、 F_h 、 Z 及び C_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- T_s 建築物の安全限界固有周期（単位 秒）
- F_i 各階に水平方向に作用する力（単位 キロニュートン）
- α_i 第三号に規定する α_i の数値
- β_i 各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、安全限界固有周期に対応する振動特性に応じて建設大臣の定める基準に従つて算出した数値
- F_h 安全限界固有周期における振動の減衰による加速度の低減率を表すものとして建設大臣の定める基準に従つて計算した数値
- Z 第八十八条第一項に規定する Z の数値
- C_s 第三号に規定する C_s の数値

六 第八十二条第四号の規定によること。

七 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号二の規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して建設大臣が定める構造計算によつて風圧並びに地震その他

の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の状況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり重量の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別		単位面積当たり重量 (単位 一平方メートルにつき ニュートン)	備考
	種別	種別		
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	六四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
		ふき土がある場合	九八〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	石綿スレートぶき	もやに直接ふく場合	二四〇	もやを含まない。
		その他の場合	三四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	波形鉄板ぶき	もやに直接ふく場合	五〇	もやを含まない。
	薄鉄板ぶき		一〇〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	屋根面につき			

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、次の表の数値によるか、又は当該建築物の状況に応じて計算しなければならない。

建築物の部分	種別		重量 (単位 一平方メートルにつき キログラム)	備考
	種別	種別		
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	六五〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
		ふき土がある場合	一〇〇〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	石綿スレートぶき	もやに直接ふく場合	二五〇	もやを含まない。
		その他の場合	三五四	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	波形鉄板ぶき	もやに直接ふく場合	五〇	もやを含まない。
	薄鉄板ぶき		一〇〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。
	屋根面につき			

	張り間が四メートル以下の場合	畳敷	三 四〇	床板及び根太を含む。		天井面 につき	木毛セメント板張	三 九〇	つり木、受木及びその他の下地を含む。	天井の もや	もやの支点間の距離が四メートル以下の場合	一 〇〇	屋根面 につき	厚形スレートぶき	四 四〇	もやの支点間の距離が二メートル以下の場合	二 九〇	ガラス屋根
		板張	一 五〇	根太を含む。				もやの支点間の距離が二メートル以下の場合			二 〇〇	鉄製柵を含み、もやを含まない。						
	張り間が四メートル以下の場合	畳敷	三 四〇	床板及び根太を含む。		天井面 につき	木毛セメント板張	三 九〇	つり木、受木及びその他の下地を含む。	天井の もや	もやの支点間の距離が四メートル以下の場合	一 〇〇	天井面 につき	厚形スレートぶき	四 四〇	もやの支点間の距離が二メートル以下の場合	二 九〇	ガラス屋根
		板張	一 五〇	根太を含む。				もやの支点間の距離が二メートル以下の場合			二 〇〇	鉄製柵を含み、もやを含まない。						

	張り間が四メートル以下の場合	畳敷	三 四〇	床板及び根太を含む。		天井面 につき	木毛セメント板張	三 九〇	つり木、受木及びその他の下地を含む。	天井の もや	もやの支点間の距離が四メートル以下の場合	一 〇〇	天井面 につき	厚形スレートぶき	四 四〇	もやの支点間の距離が二メートル以下の場合	二 九〇	ガラス屋根
		板張	一 五〇	根太を含む。				もやの支点間の距離が二メートル以下の場合			二 〇〇	鉄製柵を含み、もやを含まない。						
	張り間が四メートル以下の場合	畳敷	三 四〇	床板及び根太を含む。		天井面 につき	木毛セメント板張	三 九〇	つり木、受木及びその他の下地を含む。	天井の もや	もやの支点間の距離が四メートル以下の場合	一 〇〇	天井面 につき	厚形スレートぶき	四 四〇	もやの支点間の距離が二メートル以下の場合	二 九〇	ガラス屋根
		板張	一 五〇	根太を含む。				もやの支点間の距離が二メートル以下の場合			二 〇〇	鉄製柵を含み、もやを含まない。						

床		木造の床造り		床ばり		張り間が六メートル以下の場合		張り間が八メートル以下の場合	
木造の建築物の壁の仕上げ		木造の建築物の壁の軸組		仕上げ層		床の造り		コンクリート	
鉄網モルタル塗		木ずりしつくい塗		下見板張、羽目板張又は繊維板張		モルタル塗、人造石塗及びタイル張		フロアリングフロック張	
つき		つき		つき		つき		つき	
六四〇		三四〇		二四〇		二四〇		二四〇	
下地を含み、軸組を含まない。		柱、間柱及び筋かいを含む。		厚さ一センチメートルごとに、そのセンチメートルの数値を乗ずるものとする。		乗ずるものとする。		根太及び大引を含む。	
床		木造の床造り		床ばり		張り間が六メートル以下の場合		張り間が八メートル以下の場合	
木造の建築物の壁の仕上げ		木造の建築物の壁の軸組		仕上げ層		床の造り		コンクリート	
鉄網モルタル塗		木ずりしつくい塗		下見板張、羽目板張又は繊維板張		モルタル塗、人造石塗及びタイル張		フロアリングフロック張	
つき		つき		つき		つき		つき	
六四〇		三四〇		二四〇		二四〇		二四〇	
下地を含み、軸組を含まない。		柱、間柱及び筋かいを含む。		厚さ一センチメートルごとに、そのセンチメートルの数値を乗ずるものとする。		乗ずるものとする。		根太及び大引を含む。	

壁	木造の建築物の小舞壁		八五〇	軸組を含む。	
	造の壁の仕上げ	コンクリート			七〇
		しっくい塗			
		モルタル塗及び人造石塗			
タイル張					

壁	木造の建築物の小舞壁		八五〇	軸組を含む。	
	造の壁の仕上げ	コンクリート			七〇
		しっくい塗			
		モルタル塗及び人造石塗			
タイル張					

(積載荷重)

第八十五条 建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(イ)、(ロ)又は(ハ)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

(積載荷重)

第八十五条 建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ(イ)、(ロ)又は(ハ)の欄に定める数値によつて計算することができる。

室の種類	構造計算の対象		
	(イ)	(ロ)	(ハ)
住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室	床の構造計算をする場合(単位 一平方メートルにつき二キロトン)	大はり、柱又は基礎の構造計算をする場合(単位 一平方メートルにつき二キロトン)	地震力を計算する場合(単位 一平方メートルにつき二キロトン)
	一、八〇〇	一、三〇〇	六〇〇

室の種類	構造計算の対象		
	(イ)	(ロ)	(ハ)
住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室	床の構造計算をする場合(単位 一平方メートルにつきキログラム)	大はり、柱又は基礎の構造計算をする場合(単位 一平方メートルにつきキログラム)	地震力を計算する場合(単位 一平方メートルにつきキログラム)
	一、八〇	一、三〇	六〇

	又は病室				
㉑	事務室	11,900	11,200	1,000	
㉒	教室	11,300	11,100	1,100	
㉓	百貨店又は店舗の売場	11,900	11,400	1,300	
㉔	劇場、映画館、 演芸場、観覧場、 公会堂、集会 場その他これら に類する用途に 供する建築物の 客席又は集会室	固定 席の 場合	11,900	11,600	1,600
		その 他の 場合	11,500	11,200	1,100
㉕	自動車車庫及び自動車 通路	5,400	11,900	11,000	
㉖	廊下、玄関又は階段		略		
㉗	屋上広場又はバルコニ ー		略		

2 略

3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第一項の規定によつて実況に
 応じて計算した数値が一平方メートルにつき三千九百ニユートン未満の場合
 においても、三千九百ニユートンとしなければならない。

	又は病室				
㉑	事務室	11,000	11,200	1,000	
㉒	教室	11,000	11,000	1,100	
㉓	百貨店又は店舗の売 場	11,000	11,000	1,100	
㉔	劇場、映画館、 演芸場、観覧場、 公会堂、集会 場その他これら に類する用途に 供する建築物の 客席又は集会室	固定 席の 場合	11,000	11,000	1,300
		その 他の 場合	11,300	11,100	1,100
㉕	自動車車庫及び自動車 通路	5,500	11,000	11,000	
㉖	廊下、玄関又は階段		略		
㉗	屋上広場又はバルコニ ー		略		

2 略

3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第一項の規定によつて実況に
 応じて計算した数値が一平方メートルにつき四百キログラム未満の場合にお
 いても、四百キログラムとしなければならない。

(積雪荷重)

第八十六条 積雪荷重は、積雪の単位重量に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

2 前項に規定する積雪の単位重量は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき二十コト以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、建設大臣の定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。

3 第一項に規定する垂直積雪量は、建設大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が定める数値としなければならない。

4 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が六十度以下の場合においては、その勾配に応じて第一項の積雪荷重に次の式によつて計算した数値（特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値）を乗じた数値とし、その勾配が六十度を超える場合においては、零とすることができる。

$$m = \sqrt{\cos(a \cdot b)}$$

この式において、 a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 屋根形状係数

b 屋根勾配（単位 度）

(積雪荷重)

第八十六条 積雪荷重は、積雪の単位重量にその地方における垂直最深積雪量を乗じて計算しなければならない。

2 前項に規定する積雪の単位重量は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき二キログラム以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、建設大臣の定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。

3 第一項に規定する垂直最深積雪量は、実況に応じた数値（特定行政庁が規則でその数値を定めた場合においては、その定めた数値）としなければならない。

4 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が三十度を超え六十度以下の場合においては、その勾配に応じて第一項の積雪荷重に次の表の数値（特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値）を乗じた数値とし、その勾配が六十度を超える場合においては、これを採用しないことができる。

勾配	三十度を超え四十度以下の場合	四十度を超え五十度以下の場合	五十度を超え六十度以下の場合
積載荷重に乘すべき数値	0.75	0.5	0.25

5 第一項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における雪時荷重としての積雪荷重及び風圧力又は地震力と同時に採用する場合におけ

51 略

61 雪おろしを行つ慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が一メートルを超える場合においても、積雪荷重は、雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を一メートルまで減らして計算することができる。

71 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

(風圧力)

第八十七条 略

21 前項の速度圧は、次の式によつて計算しなければならない。

$$q = 0.6EV_0^2$$

この式において、 q 、 E 及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧(単位 一平方メートルにつきニュートン)

E 当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値

V_0 その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において建設大臣が定める風速(単位 メートル毎秒)

3 略

61 略

71 雪おろしを行つ慣習のある地方においては、その地方における垂直最深積雪量が一メートルを超える場合においても、積雪荷重は、雪おろしの実況に応じて垂直最深積雪量を一メートルまで減らして計算することができる。

81 前項の規定により垂直最深積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

(風圧力)

第八十七条 略

21 前項の速度圧は、次の表の式によつて計算しなければならない。ただし、

特定行政庁は、規則で、区域を指定し、建設大臣がその地方における風の状況に応じて定める基準に基づいて、その数値の六十パーセント(前条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、四十パーセント)に相当する数値を下らない範囲において、その区域における速度圧を定めることができる。

建築物の高さが十六メートル以下の部分	$q = 60\sqrt{h}$
建築物の高さが十六メートルを超える部分	$q = 120\sqrt[4]{h}$

この表において、 q 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧(単位 一平方メートルにつきキログラム)

h 地盤面からの高さ(単位 メートル)

3 略

4 第一項の風力係数は、風洞試験によつて定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて建設大臣の定める数値によらなければならない。

(地震力)

第八十八条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

$$C_i = Z R_t A_i C_0$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び C_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数
- Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて一・〇から〇・七までの範囲内において建設大臣が定める数値
- R_t 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期（以下「設計用固有周期」といふ。）及び地盤の種類に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値
- A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして建設大臣が定める方法により算

4 第一項の風力係数は、風洞試験によつて定める場合のほか、次に掲げる断面形状の建築物又は工作物にあつてはそれぞれ当該図に示す数値とし、その他の断面形状のものにあつてはそれぞれ類似の断面形状のものの数値に準じて定めなければならない。

(地震力)

第八十八条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

$$C_i = Z R_t A_i C_0$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び C_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数
- Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて一・〇から〇・七までの範囲内において建設大臣が定める数値
- R_t 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の固有周期及び地盤の種類に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値
- A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして建設大臣が定める方法により算

出した数値
標準せん断力係数
略

(木材)

第八十九条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第八十二条第一号から第三号までの規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に一・八を乗じて得た数値としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
$\frac{1.1Fc}{3}$	$\frac{1.1Ft}{3}$	$\frac{1.1Fb}{3}$	$\frac{1.1Fs}{3}$	$\frac{2Fc}{3}$	$\frac{2Ft}{3}$	$\frac{2Fb}{3}$	$\frac{2Fs}{3}$

この表において、Fc、Ft、Fb及びFsは、それぞれ木材の種類及び品質に
 応じて建設大臣の定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度
 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

出した数値
標準せん断力係数
略

(木材)

第八十九条 木材の繊維方向の許容応力度は、強度試験の結果に基づき定める
 場合のほか、次の表の数値によらなければならない。

種類	許容応力度				短期応力に対する許容 応力度(単位 一平方 センチメートルにつき キログラム)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
針葉樹	あがまつ、 くろまつ及 びぐいまつ	七五	六〇	九五	八	長期応力に対する圧縮 、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそ		
	からまつ、 ひば、ひの き及びぐい ひ	七〇	五五	九〇	七			
	つが及びぐ いつが	六五	五〇	八五	七			

2・3 略

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一

許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

2・3 略

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一

許容応力度	長期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)

広葉樹	けやき	ちひ	かひ	ス	及びスプル	及びスプル	ちひ、えぞ まつ、じじ まつ、ぐに まつ、すま ぐいすま	六〇	四五	四五	六	それぞれの数値の二倍とする。
	くろ、なら ふな及び	ちひ	かひ	いひ								

シテス	鋼素炭						種類
	構造用鋼材	鋳鋼	リベット鋼	鋼	トボル		
					仕上げ	黒皮	
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	圧縮
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	引張り
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	曲げ
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{2}$.	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{2}$ (Fが四〇を超える)	$\frac{F}{1.5}$ β	せん断
<p>長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1・五倍とする。</p> <p>建設大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)</p>							
<p>圧縮</p> <p>引張り</p> <p>曲げ</p> <p>せん断</p>							

シテス	鋼素炭						種類
	構造用鋼材	鋳鋼	リベット鋼	ボルト	溶接構造用鋼材		
					仕上げ	黒皮	
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	圧縮
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	引張り
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	曲げ
$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{1.5}$	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{2}$	$\frac{F}{1.5}$ β	せん断
<p>長期応力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の1・五倍とする。</p>							
<p>圧縮</p> <p>引張り</p> <p>曲げ</p> <p>せん断</p>							

この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて建設大臣が定める基準強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）を表すものとする。

種類	許容応力度	
	長期に生ずる力に対する許容 応力度（単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する 許容応力度（単位 一平 方ミリメートルにつきニ ュートン）
F/1.5（当 合）	圧縮	引張り
	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合
F/1.5（当 合）	圧縮	引張り
	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合
F		
F		
		F（当該

二

鋼鉄	鋼スレ		
	鋼	鋼 構造用ケ ー	ボルト
F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5
F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5
F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5
F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5
F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/1.5

この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて建設大臣が定め
る基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を乗すものと
する。

種類	許容応力度	
	長期応力に対する許容応力度 （単位 一平方センチメー トルにつきキログラム）	短期応力に対する許容 応力度（単位 一平方 センチメートルにつき キログラム）
F/1.5（当 合）	圧縮	引張り
	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合
F/1.5（当 合）	圧縮	引張り
	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合
F		
F		
		F（当該

二

鉄筋異形の下のトリス径が二		丸鋼	
		該数値が 一五五を 超える場 合には、 一五五)	該数値が 一五五を 超える場 合には、 一五五)
鉄線の径が四 ミリメートル 以上の溶接金	径が二 トリス を 超える場 合には、 一 九五)	$F/1.5$ (当 該数値が 二二五を 超える場 合には、 二 一五)	該数値が 一五五を 超える場 合には、 一 九五)
	径が二 トリス を 超える場 合には、 一 九五)	$F/1.5$ (当 該数値が 二二五を 超える場 合には、 二 一五)	該数値が 一五五を 超える場 合には、 一 九五)
	F	F	
F (ただし 床版に 用いる場 合に限る)			
F	F (当該 数値が三 九〇を超 える場合 には、三 九〇)	F (当該 数値が三 九〇を超 える場合 には、三 九〇)	数値が二 九五を超 える場合 には、二 九五)
この表において、Fは、表一に規定する強度を表すものとする。			

鉄筋異形の下のトリス径が二		丸鋼	
		該数値が 一、六〇 〇を超え る場合に は、一、六 〇〇)	該数値が 一、六〇 〇を超え る場合に は、一、六 〇〇)
鉄線の径が四 ミリメートル 以上の溶接金	径が二 トリス を 超える場 合には、 一 四〇〇)	$F/1.5$ (当 該数値が 二、二〇 〇を超え る場合に は、二、二 〇〇)	該数値が 一、六〇 〇を超え る場合に は、一、六 〇〇)
	径が二 トリス を 超える場 合には、 一 四〇〇)	$F/1.5$ (当 該数値が 二、二〇 〇を超え る場合に は、二、二 〇〇)	該数値が 一、六〇 〇を超え る場合に は、一、六 〇〇)
	F	F	
F (ただし 床版に 用いる場 合に限る)			
F	F (当該 数値が四 〇〇〇を 超える場 合には、 四、〇 〇〇)	F (当該 数値が四 〇〇〇を 超える場 合には、 四、〇 〇〇)	数値が三 〇〇〇を 超える場 合には、 三、〇 〇〇)
この表において、Fは、表一に規定する強度を表すものとする。			

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、建設大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつき ニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力 度(単位 一平方ミリメートルに つきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$ (Fが二を 超えるコンクリ ートについて、建設大 臣がこれと異なる 数値を定めた場合 は、その定めた数 値)	軽量骨材 を使用す るものに あつては 、 0.6)	0.7 ($\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$	0.7 (長期に生ずる力に対する圧縮、引 張り、せん断又は付着の許容応力 度のそれぞれの数値の二倍(Fが 二を超えコンクリートの引張 り及びせん断について、建設大臣 がこれと異なる数値を定めた場合 は、その定めた数値)とする。
この表において、Fは、設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつ きニュートン)を表すものとする。							

2 略

(溶接)

第九十二条 溶接継目の断面に対する許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、付着については、実験及び計算によつて確かめられた数値と
することができる。

長期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキロ グラム)				短期応力に対する許容応力度(単位 一平方センチメートルにつきキロ グラム)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$	0.7 (軽 量骨材 を使用 するも のにあ つては 、 0.6)	七(軽 量骨材 を使用 するも のにあ つては 、 0.6)	$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{30}$	0.7 (長期応力に対する圧縮、引張り、せ ん断又は付着の許容応力度のそれ ぞれの数値の二倍とする。
この表において、Fは、設計基準強度(単位 一平方センチメートルに つきキログラム)を表すものとする。							

2 略

(溶接)

第九十二条 溶接継目の断面に対する許容応力度は、次の表の数値によら
なければならない。

継目の形式	長期に生ずる力に対する許容 応力度(単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容 応力度(単位 一平方ミリメ ートルにつきニュートン)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
検査せ	$\frac{F}{1.5}$				$\frac{F}{1.5 \times 3}$			
検査せ以外の もの	$\frac{F}{1.5 \times 3}$				$\frac{F}{1.5 \times 3}$			
この表において、Fは、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて建設大 臣が定める溶接部の基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュート ン)を表すものとする。								

作業の方法	長期応力に対する許容応 力度(単位 一平方センチ メートルにつきキログ ラム)				短期応力に対する許容応 力度(単位 一平方センチ メートルにつきキログ ラム)			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
自動溶接装 置等の設置 その他建設 大臣が高度 の品質を確 保し得ると 認め定め る条件によ つて作業す る場合	継目 の形 式				継目 の形 式			
	検査せ				検査せ			
検査せ以外の 場合	$\frac{F}{1.5 \times 3}$				$\frac{F}{1.5 \times 3}$			
この表において、Fは、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて建設大 臣が定める溶接の基準強度(単位 一平方センチメートルにつきキログ ラム)を表すものとする。								

(高力ボルト接合)

第九十二条の二 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表の数値によらなければならない。

種類	許容せん断応力度	長期に生ずる力に対する許容せん断応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	短期に生ずる力に対する許容せん断応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	一面せん断		0.3T
二面せん断		0.6T	

この表において、 T_0 は、高力ボルトの品質に応じて建設大臣が定める基準張力(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

2 高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$f_{st} = f_{s0} \left(1 - \frac{s_t}{T_0} \right)$$

この式において、 f_{st} 、 f_{s0} 、 μ 及び T_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

(高力ボルト接合)

第九十二条の二 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、次の表の数値によらなければならない。

種類	許容せん断応力度	長期応力に対する許容せん断応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)	短期応力に対する許容せん断応力度(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)
	一面せん断		0.3T
二面せん断		0.6T	

この表において、 T_0 は、高力ボルトの品質に応じて建設大臣が定める基準張力(単位 一平方センチメートルにつきキログラム)を表すものとする。

2 高力ボルトが引張力とせん断力とを同時に受けるときの高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は、前項の規定にかかわらず、次の式により計算したものとしなければならない。

$$f_{st} = f_{s0} \left(1 - \frac{s_t}{T_0} \right)$$

この式において、 f_{st} 、 f_{s0} 、 μ 及び T_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- f_{5t} この項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
- f_{6t} 前項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
- σ_t 高力ボルトに加わる外力により生ずる引張応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
- T₀ 前項の表に規定する基準張力（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、建設大臣が定める方法によつて、地盤調査を行ない、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれの次の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）
	岩盤	1,000
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な ^れ 礫層	300	

- f_{5t} この項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
- f_{6t} 前項の規定による許容せん断応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
- σ_t 高力ボルトに加わる外力により生ずる引張応力度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）
- T₀ 前項の表に規定する基準張力（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）

（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、建設大臣が定める方法によつて、地盤調査を行ない、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期応力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきトン）	短期応力に対する許容応力度（単位 一平方メートルにつきトン）
	岩盤	100
固結した砂	50	
土丹盤	30	
密実な ^れ 礫層	30	

密実な砂質地盤	100
砂質地盤（地震時に液化のおそれのないものに限る。）	50
堅い粘土質地盤	100
粘土質地盤	100
堅いローム層	100
ローム層	50

長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。

（木材）

第九十五条 木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、第八十二条の六第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、当該数値に \cdot 八を乗じて得た数値としなければならない。

材料強度（単位 一平方メートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	曲げ	せん断
F_c	F_t	F_b	F_s

この表において、 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、それぞれ第八十九条第二項の表に規定する基準強度を表すものとする。

密実な砂質地盤	100
砂質地盤	50
堅い粘土質地盤	100
粘土質地盤	100
堅いローム層	100
ローム層	50

長期応力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。

（木材）

第九十五条 木材の繊維方向の材料強度は、強度試験の結果に基づき定める場合のほか、次の表の数値によらなければならない。

種類	材料強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）				
	圧縮	引張り	曲げ	せん断	
針葉樹	あかまつ、くろまつ及びびく いまつ	135	180	185	140
	からまつ、ひば、ひのき及 びぐいひ	110	165	170	110
	つが及びびくいつが	195	150	155	110

2 略

(鋼材等)

第九十六条 鋼材等の材料強度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

種 類	種 類	材料強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断
		構造用鋼材	F	F	F
ボルト	高張ボルト	.	F	.	$\frac{F}{3}$
	異径	.	F	.	.
仕立	.	.	F	.	$\frac{3F}{4}$ (Fが 一四〇を超 えるボルト について、 建設大臣が これと異な
	F	.	F	.	.
ボルト	異径	.	F	.	.
	仕立	.	F	.	$\frac{3F}{4}$

2 略

(鋼材等)

第九十六条 鋼材等の材料強度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

種 類	種 類	材料強度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断
		一般構造用鋼材 溶接構造用鋼材	F	F	F
ボルト	高張ボルト	.	F	.	$\frac{F}{3}$
	異径	.	F	.	.
仕立	.	.	F	.	$\frac{3F}{4}$
	F	.	F	.	.
ボルト	異径	.	F	.	.
	仕立	.	F	.	$\frac{3F}{4}$
樹	かじ	一七〇	二四〇	三九〇	四二
	き	一三〇	一八〇	三〇〇	三〇
円葉	かじ	一八〇	二四五	三三五	一八
	き	一四〇	一九〇	二九〇	一八

種 類	材料強度（単位 一平方センチメートルにつきニュートン）	
	圧縮	引張
		せん断補強以外に用いる場合

この表において F は 第九十条の表一に規定する基準強度を表すものとする

鋼鉄

スチ
ン鋼

スチ
ン

鋼

構造用ケアル

ボルト

高張ボルト

構造用鋼材

鋼

鋼

リベット鋼

構造用ケアル

た数値)
その定め
めた場合は
る数値を定

二

種 類	材料強度（単位 一平方センチメートルにつきキログラム）	
	圧縮	引張
		せん断補強以外に用いる場合

二

この表において F は 第九十条の表一に規定する基準強度を表すものとする

鋼鉄

鋼

リベット鋼

丸鋼	F	F	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F
この表において、Fは、第九十条の表一に規定する基準強度を表すものとする。			

(コンクリート)

第九十七条 コンクリートの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、建設大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

材料強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着
F	$\frac{F}{10}$ (Fが二を超える) コンクリートについて、建設大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		二・一 (軽量骨材を使用する場合にあつては、一・八)

丸鋼	F	F	F (当該数値が三〇〇〇を超える場合には、三〇〇〇)
異形鉄筋	F	F	F (当該数値が四〇〇〇を超える場合には、四〇〇〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F
この表において、Fは、第九十条の表一に規定する基準強度を表すものとする。			

(コンクリート)

第九十七条 コンクリートの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、せん断又は付着については、実験及び計算によつて確かめられた数値とすることができる。

材料強度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)			
圧縮	引張り	せん断	付着
F	$\frac{F}{10}$		二 (軽量骨材を使用する場合にあつては、一・八)

この表において、Fは、設計基準強度（単位「平方ミリメートルにつき二トン」）を表すものとする。

2 略

(溶接)

第九十八条 溶接継目の断面に対する材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

継目の形式	材料強度（単位「平方ミリメートルにつき二トン」）			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断
突合せ			F	$\frac{F}{3}$
突合せ以外のもの			$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{3}$

この表において、Fは、第九十二条の表に規定する基準強度を表すものとする。

この表において、Fは、設計基準強度（単位「平方センチメートルにつきキログラム」）を表すものとする。

2 略

(溶接)

第九十八条 溶接継目の断面に対する材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

作業の方法	継目の形式	材料強度（単位「平方センチメートルにつきキログラム」）			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断
自動溶接装置等の設置その他の建設大臣が高度の品質を確保し得ると認め、めて定める条件によつて作業する場合	突合せ			F	$\frac{F}{3}$
	突合せ以外のもの			$\frac{F}{3}$	$\frac{F}{3}$
〔イ〕以外の場合	突合せ			0.9F	$\frac{0.9F}{3}$
	突合せ以外のもの			$\frac{0.9F}{3}$	$\frac{0.9F}{3}$

この表において、Fは、第九十二条の表に規定する基準強度を表すものとする。

